

倉吉市上下水道局告示第9号

令和6年度下水道事業受益者負担金を賦課しようとする本市の区域内にある区域を定めたので、倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年倉吉市条例第12号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和6年4月1日

倉吉市長 広田 一恭

賦課対象区域

No.	町名	地番	地積
①	穴窪	75-4	400.00
②	駄経寺町	45-6	118.14
③	巖城	707-19	127.63
④	巖城	708-1	49.58
⑤	巖城	708-2	46.28
⑥	巖城	708-5	3.30
⑦	巖城	709-2	19.83
⑧	巖城	1599-2	307.40
⑨	巖城	1599-5	130.14
⑩	巖城	1599-11	214.87
⑪	巖城	1599-12	183.48
⑫	巖城	1599-15	59.23
⑬	巖城	1599-26	112.02
⑭	巖城	1599-27	30.57
⑮	巖城	1600-3	153.78
⑯	巖城	1600-14	255.53
⑰	巖城	1601-3	289.45
⑱	巖城	1601-7	143.07
⑲	福守町	189-10	473.78
⑳	福守町	201-7	1,564.00
㉑	福守町	201-21	43.38
㉒	丸山町	501-6	837.00
㉓	生田	720-27	1,588.00
㉔	生田	828-1	455.99
㉕	生田	828-3	41.28
㉖	和田	236-2	748.63
㉗	大谷	227-21	223.80
㉘	福山	163-3	635.00

賦課告示地積合計

9,255.16